

岡谷市告示第19号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定による規制地域、同法第4条第1項の規定による規制基準及び振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。）別表第1の付表の規定による指定区域並びに府令別表第2の規定による区域及び時間を平成24年4月1日から次のとおり定める。

平成24年3月30日

岡谷市長 今井 竜五

（特定工場等の規制地域）

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第1表に掲げる区域とする。

（特定工場等の規制基準）

- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。

（特定建設作業の規制区域）

- 3 府令別表第1の付表の1の規定により市長が指定する区域は、第1表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。

(1) 第1種区域

(2) 第2種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内。

(道路交通振動の規制)

- 4 府令別表第2の備考の1の規定により市長が定める区域は、第1表に掲げる区域とし、同備考の2の規定により市長が定める時間は、第2表の右欄に掲げる、昼間、夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第1表

第1種区域	第2種区域
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の岡谷市1の項の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考)

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。
- 2 規制する地域の図面は、岡谷市市民環境部環境課において、一般の縦覧に供する。

(付表)

岡谷市1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
------	------------------------------------

第2表（2関係）

左 欄	右 欄	
	昼間 〔 午前7時から 午後7時まで 〕	夜間 〔 午後7時から 翌日の午前7時まで 〕
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

- 1 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ第1表に掲げる区域をいう。
- 2 第1種区域及び第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。